

令和5年

8月号

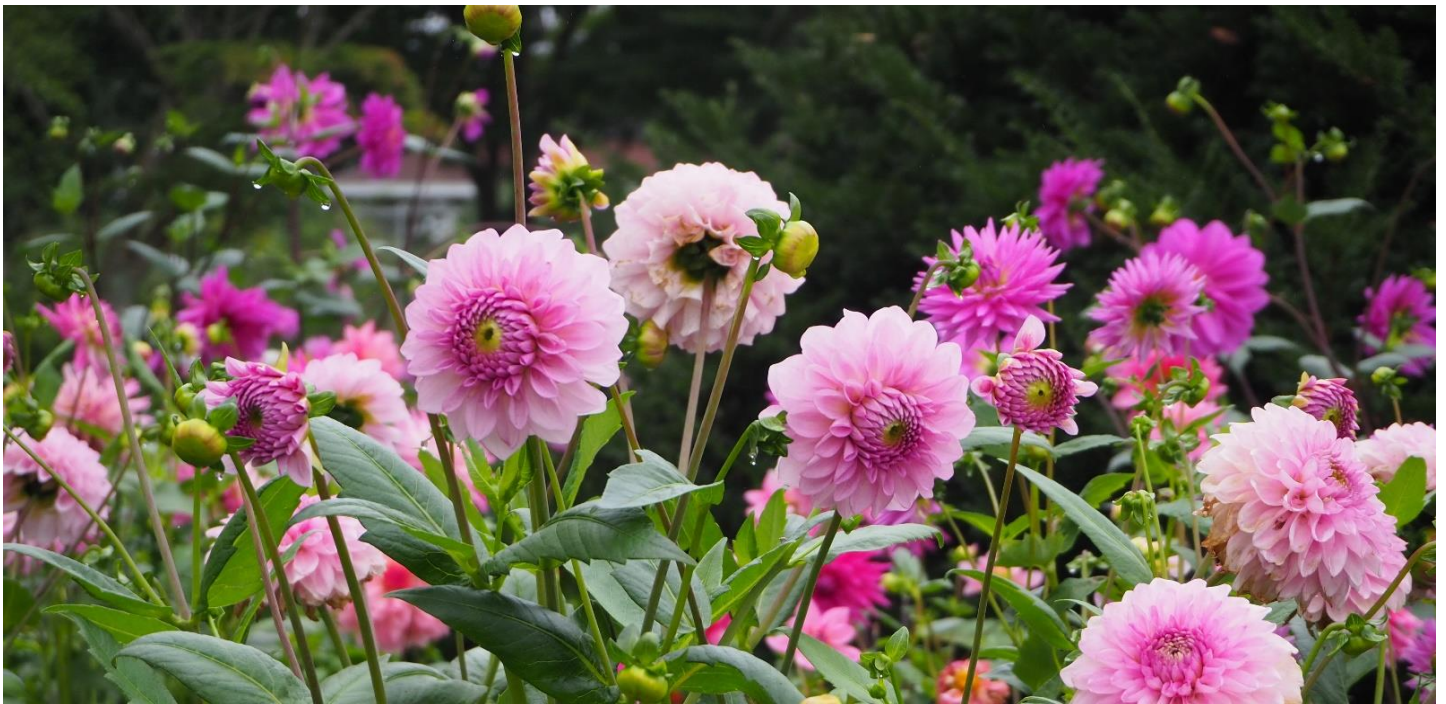
# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



## 令和5年8月の税務と提出期限

- ① 令和5年8月10日・・・令和5年7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和5年8月31日・・・令和5年6月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 令和5年8月中において市町村の条例で定める日・・・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

## 今月の気になった新聞記事

- 1) **デジタル遺言制度を創設 ネット作成・署名不要**・・・政府は、法的効力のある遺言書をインターネット上で作成・保管できる制度の創設の検討に入った。インターネット上でフォーマットに沿って入力するだけで作成できるため、遺言制度に詳しくない人も作成でき、紙の遺言書と異なりクラウド上に保管するので紛失の心配がなくなる。現在自筆証書遺言は、手軽が故にミスが多くトラブルに発展することを防止。
- 2) **官報、デジタル版を原則に**・・・政府は法令や企業情報を載せている刊行物の官報について、紙の出版からインターネット上での公表を原則とする。2024年初めにもデジタル版に法的効力をもたせ「正本」と位置付ける。官報の定期購読料は月額3,841円で月6200部発行している。政府は1999年からデジタル版官報の配信を無料で始めたこのアクセス数は月53万だ。他国では官報のネット移行を進めている。欧州連合（EU）は2013年、ドイツは2022年末、フランスは2016年にデジタル版のみになった

## 消費税の基本とインボイス制度

◆2023年10月1日から消費税は、インボイス(適格請求書保存方式)に変わります。消費税の計算(申告)をする場合、仕入税額控除を受けるために適格請求書を入手・保存しなければならないという制度です。

2019年10月1日に消費税が8%から10%へ変化し、インボイス制度もこの時決まりましたが、実際の施行までの準備期間が4年設けられ、2023年10月に開始されます。

◆政府は、インボイス(適格請求書)が適正であることを表示するため、その発行事業者に登録番号を付与します。インボイスが発行できない免税事業者は、早めの検討が必要です。

インボイスの英訳は、外国へ貨物を送る際の送り状ともいわれるもので、「明細書・請求書・納品書」の性格を有するものです。貿易取引でよく使いますが、日本のインボイス制度とは違うものです。

◆なぜ、このような制度に変わることになったのでしょうか。

消費税率が、旧税率8%から10%に変わって、その上、食料品等の軽減税率(8%)の導入もあり、消費税は、複数税率での計算となりました。この複数税率で適正な消費税額の確保のために、区分記載請求書が請求書(インボイス)形式になったのです。



◆消費税は間接税というわかりにくい制度

ア。「直接税」は、税金を負担する人と税金を納める人が同じ税金です。

法人税・所得税・固定資産税や自動車税はこの方式です。

イ。「間接税」は、税金を負担する人と税金を納める人が異なります。たばこ税や酒税は間接税です。

税金の負担者は、消費者です。ですが、税務署に納付するのは、会社や事業者です。

例えば、コンビニで買い物をした時に支払う消費税が消費者の納税額です。

ウ。コンビニは、税務署に消費税を納付していますが、負担していません。消費者から預かった税金は「仕入れ税額控除」として積算され、「売上にかかる消費税」との差額を税務署に納付します。

**消費税は、最終消費者が負担します。事業者は税務署に消費税の納付義務があります。**

◆また、免税事業者の「益税問題」が解決されるとは？

課税売上が1千万円以下の小規模事業者は、消費者の申告納税は免除される「免税事業者」です。理由は、小規模事業者の事務負担に考慮して、消費税の納税は免除しますということです。

さて、そんな免税事業者も消費税は、売上時には消費税を預かっていまして仕入れ時には消費税を支払っています。違反ではありません。そんな免税事業者の消費税の益税額は、いくらになるのでしょうか？簡単な計算をしてみました。

(例) 売上にかかる消費税(100円) - 仕入れに係る消費税(80円) = 20円 ←これが税務署に納付すべき金額です。この金額が、税務署に納付されないのが益税と言われます。しかし免税されているので納税義務はありません。実際は、法人の利益金額に法人税率等約20%は、法人税として税務署に納付され、残りは約16円が益税になります。

## 税金を期限まで未納付の場合、追加される税金は6種類！

1. 加算税とは、申告した税額が本来より少なかったり、申告を忘れていたり場合にかかります。主に税務署の調査で指摘されて納税します。調査による追徴課税は、2種類で構成されています。それは、本来払うべき税額が不足の場合が、「本税」と言います。そして本税とは別に、「加算税」・「延滞税」や「延滞金」が**申告期限迄から納付日までの日数**が計算されその分を納付します。

### 2. 加算税の種類

#### (1) 過少申告加算税

・・・期限内に申告をしたが税額に誤りがあり、あとから修正申告や更正処分があった時に課税される  
\*\*税率は、不足額の10%、不足額が30万円以下の場合は10%だが、30万円から50万円の場合は15%

#### (2) 不納付加算税

・・・納めるべき源泉所得税を、うっかり納付日を過ぎてしまった場合に課税される  
\*\*税率は、自主納付は5%、税務署からの告知を受けての場合は10%

#### (3) 無申告加算税

・・・申告期限までに申告がされていない場合に課税する

\*\*税率は、原則15%、50万円超の部分には20%となる。何年も申告していない場合には高額になる

#### (4) 重加算税

・・・調査の際に調査官から言われる「仮装・隠蔽」という悪質な税逃れが認定された時に課される

\*\*税率は、(1) 過少申告加算税 35% (2) 不納付加算税 35% (3) 無申告加算税 40%と例外規定

#### (5) 延滞税（国税）延滞金（地方税）

・・・何の手続きもなく納付期限より遅れた場合等、利息に相当する税がその期間に応じて上乗せされる

#### (6) 利子税

・・・相続税の延納や法人税の申告期限の延長特例など一定の手続きをしてから納付する

## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) 結婚して20年以上の夫婦が行う住宅や住宅資金の贈与に注意

贈与税の年間控除枠の110万円に加えて別枠で2千万円までを課税対象から除外することができます。この特例は、長期間に渡って一緒にいるおしどりから「おしどり贈与」といわれる。この制度のデメリットは、住宅贈与の際、「不動産取得税」「登録免許税」が発生する。相続時の名義変更では不動産取得税はかからず、「登録免許税」は、贈与時は課税標準の2%だが、相続時は0.4%と税率が下がる。

### 2) 住宅の固定資産税は永遠に評価額の20%、壊したら忘れずに滅失登記を

不動産にかかる固定資産税のうち、家屋の評価額は、「再建築価格方式」という手法によって計算される。全く同じ家屋を新築したとして必要になる建築費を基に、築年数によって生じる価値の減少などを補正值として計算する。どれだけ築年数が経過して、減価償却の耐油年数が経過した後でも、どれだけ家屋が老朽化しようが固定資産税は評価額の20%がなくなることはない。

### 3) 国税への不服申し立て、納税者の主張が認められるのはわずか5%

税務署や国税局による追徴課税の処分に不満がある時、納税者は意義を申し立て、処分の取り消しや変更を求めることができる。しかし1度下された処分が納税者に有利になるケースは極めてまれです。